

藤崎町学校給食センター公式インスタグラム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤崎町学校給食センター（以下「給食センター」という。）が、instagram（以下「インスタグラム」という。パソコンやスマートフォン、またはタブレット端末等により、無料で写真等を共有するソーシャルネットワーキングサービス(SNS)をいう。）を情報伝達媒体として運用し、町が提供する学校給食やそれに関連した食に関する情報を発信することにより、地域住民等への食育の啓発を推進するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公式アカウント（インスタグラムを利用するために学校給食センターが取得した権利およびユーザー名をいう。）の運用管理は、藤崎町学校給食センター所長（以下「運用管理者」）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公式アカウント場への情報の掲載、削除等の承認または指示
- (2) ユーザー情報、パスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせ、苦情等への対応
- (4) その他適切な運用を行うために必要な事項

(情報投稿)

第3条 公式アカウントへの情報発信は給食センター職員が行う。

(情報発信)

第4条 公式アカウントでは、町が提供する学校給食やそれに関連した食に関する情報について発信する。

2 情報発信の原則は、次のとおりとする。

- (1) 町職員であることの自覚および責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反する一切の情報を発信しない。

(禁止事項)

第5条 本アカウントでは、利用者が次の各号のいずれかに該当する内容の投稿を禁止し、投稿を行った場合は、当該利用者に対し予告なく情報の削除その他必要な措置を講ずることが出来る。

- (1) 法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、加入、営業活動その他営利を目的としたもの。
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

- (7) 公の秩序または全量の風俗に反するもの
- (8) 虚偽または事実と異なるもの
- (9) 本人に承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、またその恐れのあるもの
- (11) (1)から(10)までの内容を含むホームページ等へのリンクを目的としたもの
- (12) 上記のほか、運用管理者が不適切と判断した内容
(著作権)

第6条 公式アカウントに掲載されている写真その他の掲載情報の著作権は、町又は正当な権利を有する者に帰属する。

(免責)

第7条 教育委員会は、公式アカウントを通じて利用者に提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとする。

2 教育委員会は、掲載された情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、教育委員会の故意または重大な過失によるものでない限り、教育委員会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。